

道 理

大 原 莊 司

〈論文要旨〉

日本の社会でとかく活発な議論が行われず、また決まりや習わし、制度に対して柔軟な解釈・対応がなされにくい要因の一つは、依るべき「道理」が形式主義や合理主義によって覆い隠されているためではないかと感ずる。そこで、「道理」とは本来どうあるべきものなのかを、近思録、愚管抄、御成敗式目、正法眼蔵や戦中戦後の文献での「道理」の用い方を参考にしながら、特に西欧で「法を超えた法」と捉えられている「自然法」やイギリス法の精神も視野に入れて考察した。「武門の道理」の根拠である「自己の体験」とともに自然法の根拠である「条理」に見届けられた広義の合理主義¹⁾道理、の認識や解深密経の「四種道理」の道筋で導かれる「明白で靈妙なことわり」としての「道理」こそが、グローバル化とトランスサイエンスの時代に対応できる判断力の礎になるものと考えらる。

〈キーワード〉

道理、条理、四種道理、武門の道理

一 はじめに

道理の研究の発端は、ある議論の最中について出た「その議論は合理的だが道理が通らない」という言葉からだった。その時表現したかったのは、相手の議論は合理的で字面の収支は合っているが、実体験から実感される筋道

にそぐわないという趣旨のことだった。その後、「道理」ということが気になり、議論のなかでわざと使ってみたりもした。「道理」については漠然とした共通認識はあるようだが、現代の知識人の理性信仰とはおよそ異次元のものといえよう。

我々日本人は、融通無碍な一面を持ちながらも、約束事に関しては、正直で狭苦しい受け止め方をする傾向があるようだ。たとえルールであっても、その運用に際しては現場が責任を持って道理を尽くして臨機応変の判断をするという姿勢が、今の日本人に欠落しているように思う。「一人でもやる」という勇敢さの遺伝子の保持率が少ないため⁽¹⁾でもあろうが、物事の判断において現合での加減ができないでは、社会の発展を歪なものにすることになる。アナログ機械を順調に作動させるには微妙な加減が必要で、そのために技術者個人の熟練が要求されるようなことが、社会や人間関係また生きがいのために肝要なのではなからうか。その加減の目印となるのが「道理」というものではないかと考えている。一見行き届いたアソビのない社会制度や教育制度は返って人間個人の加減能力・工夫能力ひいては人間性を減退させるのではないか。最近の事件で、ルールに正直なあまり、ストーカー容疑者の逮捕に際しルール通り被害者の住所を加害者に伝えてしまい、結果的に被害者が殺されるという悲惨な結末となった。情報社会の巧妙さに圧倒されて萎縮し、人間としての血の通った発想による対応ができていないのではないかと危惧する。形の上ではルールに反してでも、「道理」を優先し運用の段階で加減できるような発想が個人や

社会に必要な。ただし、自分のご都合のためでなく、あくまで無限を見据えた上のものでなければならぬことは当然の道理である。

二 道理の所在

道理という言葉は分かったようで分からない言葉だ。それだけに、しっかりと理解もなく使用することは慎まなければならない。道理の「道」も「理」も東洋では特別な意味を持った語である。白川静の「字統」⁽²⁾によれば、「道」については、「道を修成しながら進み導くこと。それが道の初義であった。首はまじないとして強い呪力を持つものとされた。人の行為するところを道と云い道理の意となる。存在の根源にあるところの唯一者を道という。道は古代の除道の儀礼の意より次第に昇華してついに最も深遠な世界を言う語となった。」とあり、「理」については「すべて条理あることをいう。さらに人に及ぼして情理、理気といひ客観化して道理、天理のように用いる。」とある。

「理」と「氣」は「大学」「書経」以来の東洋思想の根源に位置する思想であるが、理を重んじる朱子学と理の現実展開である氣を重んじる陽明学が江戸から明治にかけての日本の思想の骨組みを形成していたと思われる。いささか陽明学に振り回され、そのために培われたすべての伝統を喪失してしまったというのが真実ではなからうか。尤も、阪神淡路大震災や東日本大震災での日本人の態度に現れた秩序は、書経⁽³⁾に記される敬敷五教（義、慈、友、恭、孝）の精神が覆いを剥ぐって現れ出たものといえよう。

「理」はもともと華厳思想とも深いつながりを持っているが、鎌田茂雄は「華厳哲学の根本的立場」⁽⁴⁾において、次のように述べている。「理事無礙観とは、理と事の圓融相即をいうのであり、……この観では、第一真空観で理に徹した実践者が、事をあらわす現象をそこから見ることによって、理と事、すなわち本体と現象との相入相即を説くもので……大乘仏教の即の哲学の当然の帰結である。」後に述べるように、経験を重ねるのが道理の立場であるなら、理事

無礙のところは道理の場といえようか。

朱子学の経典である朱熹の「近思録」⁽⁵⁾のなかには「道理」という表現は原文にはあまり無く、例えば「天下之理」を「天下の道理」というふうに解説者が「理」を「道理」と通釈しているケースが主である。原文にある道理は、「看得道理（道理を看得）」と「務尽道理（務めて道理を尽くせり）」の2か所だけのようである。正しい理として正理や天理の表現を代表して道理ともいうと理解してよいだろう。天下の理という時の「理」は道理（筋道）の理でやや軽い意味で使われるが、程伊川の性即理の「理」は、宇宙原則としての「理」で、事物に内在し、事物が事物として存在成立しうる原則の意味でつかわれている。ここにも「道理」という言葉の意味の微妙さが現れている。自然のありようと人間のありとを直結する天人相関説で考えるのは董仲舒以来の古代東洋の癖であるが、そのために自然の直接的な観察よりは身近な人の心の正しい秩序ということに「理」の重点が置かれてきたように思う。即ち、五常と呼ばれる「仁義礼智信」の相互関係、例えば礼が足らぬも無礼、過ぎたるも無礼、にならない「礼」⁽⁶⁾になるためには、智慧が必要であること、仁義礼智いずれにも、偽りなさである信が加わらなければならない⁽⁶⁾、といったことが朱子学の中心テーマとなっていた。太極図が暗示するような自然界の秩序の理解を含んだ形而上学よりは人間の心の形而下学に重点があり、格物致知や格物究理という「大学」以来の立場も実際の問題に則して理を究明していこうという態度であって、程伊川の「性即理」に結局は収まってゆくことになる。「性即理」は、世界の存在原理と人間の心の秩序とを統一的に把握しようという考え方であって、ヨーロッパ中世のキリスト教的自然法の考え方に近いように思う⁽⁷⁾。朱子学では、人間側の「性」よりは「理」に重点が置かれたが、江戸時代も後期になると陽明学が盛んになり、人間の実践体験に重点を置く陽明の「心即理」が尊重され「知行合一」⁽⁸⁾の主張とも繋がって明治維新の牽引力にもなったと思われる。「心即理」の捉え方は、次に述べる「武門の道理」とも近いものを感じる。

いずれにしても「道理」が推論の道筋の正しさ、根拠を強調する場合と、推論結果の「理」としての真実を強調する場合があり、これが「道理」の用法を不明瞭にしている。本論はどちらかと言えば、後者を模索しつつも前者を強調したい立場である。

道理という言葉の使い方では、日本には別の歴史がある。即ち、鎌倉初期に慈円の「愚管抄」と北条泰時の「御成敗式目」で扱われた「道理」である。林屋辰三郎は、「武門の道理」⁽⁹⁾の中で「法の減尽したとき、時代の人々のよりどころとなったものは、みずから体験したものしかなかった。すなわち、行動の跡しかなかったのである。人間の行動の跡は、すなわち道となつてあらわされる。この道筋を「道理」とよび、これこそ、法にかわる新しい人間の倫理、思想であると考へたのである。」と述べている。

愚管抄(巻第七)で慈円は盛んに道理という言葉を使っている。「無道ヲ道理トアシクハカライテ、ヒガゴトナルガ道理ナル道理ナリ」⁽¹⁰⁾などであり、単に貴族社会で取りざたされる事柄の筋道という意味で使っていることが多いようである。従つて、「道理ウツロイユク」という認識にもなるわけである。

井沢元彦は「逆説の日本史・中世動乱編」のなかで、現実離れた法令に代わる「御成敗式目」を制定した北条泰時について論じ⁽¹¹⁾、「泰時は「法」こそ無視しているが、それを越える「納得の実現に至る道筋」を実践しているからだ。これが道理である。この道理の根拠になつているのが泰時の師である明恵上人の「あるべきようは」すなわち「自然教」である」と結論付けている。長又高夫は「北条泰時の道理」⁽¹²⁾という論文で、主従関係、親子関係について泰時のとつた御成敗式目の具体的運用を残された書状を基に論じ、井沢とほぼ同様の結論を導いている。

ところがこの泰時の道理は、そのまま近世の武家社会に伝承されたわけではない。徳川家康の「東照宮御遺訓」⁽¹³⁾では、「武門の道理」よりは朱子学の「理」が重視され、「此一身の道理を演れば天地にみち、天地の道理をちぢむれば一身

の内にかがまる也」なる記述がある。また江戸末期の陽明学者で明治維新に多大の影響を及ぼした佐藤一斎に「言志四録」があるが⁽¹⁴⁾、「道理」の語は数か所しか使われておらず、それも泰時の道理ではなく朱子学伝統の「理」である。現在のヒステリックな法令遵守は、江戸時代に培われた島国根性に由来するのではないのか。蒙古襲来という一大危機を背景とした「武門の道理」を再評価する必要がある。

近世までは、「合理主義」という表現はなかったわけであるから、「道理」は「合理」の意味をある程度含んでいるとも考えられるが、西洋思想上の「合理」は、経験論に対する意味を重く含んでいると観るべきで、「道理」と「合理」は隔たつている。英語では、合理は rationality で「比」の ratio を語源とすると言われている。道理は、reason で条理や理性と一般に区別されていないが justice を使う場合もある。田中成明は、「法的思考とはどのようなものか」⁽¹⁵⁾で、「理性の認識作用に関わる形式論理的・実証主義的合理性―狭義の合理性と行為・決定を導く理性の実践的作用に関わる実践哲学的合理性―広義の合理性」と記述しているが、後者の広義の合理性が道理に相当すると考へたい。すなわち「道理」の意義として道筋や根拠を強調したいといつても、単に合理性を問うのではない。

天野貞祐は、昭和十四年に「道理の感覚」を著し、国難の克服のための道理の顕現を訴えている。「道理は見ることも聞くこともできないが、道理は厳然としてわれわれを拘束する力を持つて存在しておると思う。」⁽¹⁶⁾と述べ、「道理はものの一切の秩序を意味し、道徳的秩序だけでなく理論的及び美的秩序をもふくむ、道徳的道であるばかりでなく理論的美的ロゴスであります。」あるいは「価値秩序がものスジミチだと言わねばならぬと思います。従つて価値とその秩序が道理であつて、それぞれの価値を価値秩序におけるそれぞれの位置において承認しその順序を誤らぬことが道理に適うゆえんだと私には考へられるのであります。」と述べている。美的秩序をも含むという点で価値の多様化にも適応

出来る表現かとは思いますが、道筋や根拠を問う道理を強調すべきではなかったか。

前述の橋田邦彦は、同じく昭和十四年刊の「行としての科学」⁽¹⁷⁾で王陽明の言葉を解説して「吾々の体験即ち働きということなしに、物の道理だけを求めようとして求められないことは明らかであります。唯「心」即ち体験というもの、物の道理或いは自然の道理というものを抜きにして求めてきたところが「何物ぞや」で、求められるものではありません。」と述べ、同書に所収の「自然の観方」では、「即ち自然の動きには「すぢみち」があるからである。その「すぢみち」を昔から条理と云っている。またはこれを理法とも云う。いずれにしても自然の動きはおのずからなる動きではあるが、その動きの中に条理がある。その条理があればこそ吾々がその条理を辿って行くことに依って、自然の相や程度まで知ることが出来るのである。」とも述べている。この場合、条理を道理と言い換えてもいいだろう。自然科学者である橋田が国難の時局に望んで、普遍的な「道理」を必死で表現しようとする姿勢が現れ、筋道・根拠に重点を置いていることが伺える。

一方「条理」という言葉が、法の運用に際してはかなり明瞭な意味を持つものであることを森部英生の論文「社会教育判例における「条理」」⁽¹⁸⁾で教わった。「教育法学における基本的概念とし「教育条理」なるものがあることも知らされた。また教育条理の内容については「内申書記載内容は、本人・父母に開示されるべきものである」といった具体的なことが論争のテーマになっていることとである。同論文でも引用されている我妻栄の「民法総則」には、「上述したすべての標準は、結局、条理ないし誠実信義の原則の具体的な表現であるともいえることができる。従って、他の標準の明らかでない場合には、条理もまた独立の標準とならなければならない。」とあり⁽¹⁹⁾、誠実信義の原則＝条理、と解釈されている。教育条理での条理は、意味が豊富に詰まり過ぎて創発性に欠けると感ずる。後者の条理は、道徳律の意味が強く、日常の事柄に適用するには解釈に偏りと幅が生じる懸念がある。

「道理」という言葉はもともと、さまざまな精神的秩序を伝承する媒体のような言葉で、それ自身独自の意味を持っていないという見方もありうるのかも知れない。しかしそのために今日、道理という言葉がやがて死語になるといふことを予感させる現状につながることもなる。

谷沢永一は「モノの道理」⁽²⁰⁾で、「泰時のいう「道理」というのは、だれのものにも見えている事実、だれの心にも具わっている健全な感情、尋常な理性と違っていいでしょう。言い換えれば、日本人みんなが納得するような考え方・慣習、あるいは日本人のだから見ても正当だと思えるような基準です。日本人であればそう考えるのは無理もないと、みんなの意見が一致する考え方もつとえば、現実に即した具体論、あるいは人間性を肯定する論理。」という解釈をしている。日本人と限定することで理想的な判断基準としての道理がありうるような表現になっているが、本論は、「道理」を日本人だけでなく世界に通ずるものとする願を持っている。

最近書かれた書物の中で「道理」がタイトルになっているものでは他に、中坊公平の「道理に生きる」⁽²¹⁾がある。中坊は同書の第五章、「正義とは何か」の中で、「こむずかしい司法試験に通ったからといって、世間の荒波にもまれた経験のない者の判断が正義に値する、とどうしていい切れるだろう。正義は必ずしも法知識の埒内にあるのではない。法を超えた道理こそが正義なのである。人としての道理に従って物事を考え、行動することは、素人も玄人もない。」また「私の四十年の弁護士人生を振り返っているならば、裁判の本質は「納得」の二文字につきる。審理を尽くし、判決を下すことで、紛争に傷ついた人がどれだけ納得できるか、救われるか。詮ずるところ、裁判の真価とはそこに定まるものだと、私は信じて疑わない。」と述べている。「納得」については、前述の井沢元彦の「逆説の日本史」⁽²²⁾に「日本は法治国家ではなく納得治国家」という段があり、符合していて興味深い。

以上道理についてのさまざまな見解に注目してきたが、いずれにおいても道

理そのものの内容が明確になっていないという感がある。道理という言葉が自分様にご都合の良い内容を暗然と主張するためのメディアになりやすいという懸念も感ずる。

三 道理と自然法

前述の中坊公平の文章の中に、「法を超えた道理」という表現があった。法を超えるという意味では、実体法より高次の法とされる自然法概念が符号すると思われる。西洋での自然概念は、十七世紀科学革命の出発点となったともいわれるルクレティウスの「物の本質について」の再発見⁽²³⁾に由来し理性による思惟が作り上げた世界である。科学革命に象徴されるような、自然の秩序の発見とその統一的理解において、自然の法則と人間理性との相似関係はヨーロッパ人の精神に絶大なインパクトを与えたことが想像される。事物や人間の本性としての自然法の存在やそれが法を超えた法であるというような受け止め方は科学革命を経験したヨーロッパにおける「自然」の概念を伝承するものである。自然法はそのような歴史から「事物の本性」とも言い換えられ、即条理とも受け取られている。条理はこの意味では、法源であるとも理解され、実定法の運用、解釈の根拠にもなるわけである。日本では、自然は、人間じんねんのはからいではなくおのずからしからしめることを意味しており、「願力自然」のような用い方がなされてきた。「自然法」という場合の自然は阿南成一の「現代自然法論の課題」⁽²⁴⁾に次のように記されているように、われわれが直感する内容とは大いに異なっている。「近世の思想家達はおかか「自然」を人間の理性の所有に引戻し、「自然」は人間理性が思惟するままの姿であると考えるに至った。「カントによって自然法概念の基礎としての「自然」は完全に理性のアプリオリな形式にとって代わられた。それをカントの趣旨に従っていいかえれば、「自然法」に代わったといえよう。ラートブルフは、批判哲学をたずさえてかような理性法を唱えたカントこそが自然法に決定的打撃を与えたものであることを指摘

しているが、思惟概念としての自然法の一典型たる理性法の意味と限界がそこに示されているといえよう。」

深田三徳が「法とは何か…実体法と自然法」⁽²⁵⁾で「わが国では、裁判の判決書の中で「自然法」が言及されることはほとんどないが、「条理」が使用されることは時折ある。」とのべ、条理の注として「物事の筋道」といった意味であり、裁判事務心得3条「民事ノ裁判ニ成分ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スベシ」と定められている。」と記している。

以前から、英国が成文法の形の憲法を持たないということに大変興味を覚えてきた⁽²⁶⁾。形を持ったもので確認し合わなくても、個人の認識、判断能力に全面の信頼を置いている社会の豪胆さと人間の能力に対する信頼の念に敬意を表する気持ちがあった。また、そこに「武門の道理」とつながる何かがあるようにも思われた。英国はコモン・ローの国で、判例法主義をとっていると理解すれば、上述のような美化した表現は出てこないのかもしれない。伊藤正巳と田島裕の「英米法」⁽²⁷⁾によると、「大陸法における法思考の方式は、成分法にあらわれた抽象的、一般的文言から論理的に演繹する形をとるのであり……合理主義的な一定の体系をもつことが重視される。これに反して、英米の法律家の思考は、どこまでも具体的事実を重視し、その積み重ねのうちから帰納的に法原則を推論していくが、決して原則から具体的事例を推論するのではない。」とある。またその根拠として、「英米法の精神を理解するためには、プロテスタントイイズムの特殊の面に注目する必要がある。それは清教徒の精神である……清教徒の考え方の基本にあるのは、個人が自分の意思にもとづく信仰の契約の原則であり、そこでは何よりも、個人の良心と個人の判断が第一義的な価値をもつものとされる。法的な効果というものも、すべては個人の意思の行使によってきめられるという個人主義の考え方を生み出すことになる……近代の制定法の多くが、法制度には個人の赤裸々な自己主張や個人の権利の保護以外にも追求すべき任務があるとし、抽象的自由を制約しようとしたのに対し、清教

徒精神からくる個人主義の観念によって、法律家は、これらの立法にむしろ否定的評価を与えたといえる。」と述べている。英米社会に「法を越えた道理」を適用すれば、その「道理」は、「清教徒精神から納得できる筋道」ということになるだろう、道徳律と言ひ換えてもよいのかもしれない。清教徒精神はともかくも、規定・掟や習慣、流れを絶対視することなく、現場に直面する生きた人間として「納得」を第一義とする精神にはある種の憧憬を感じる。

自然法批判の立場から中野肇は、「自然と理念」において、普遍論争に関連づけ「自然法は西欧的合理主義思想の産物である」としつつ「しかし、ここで虚心に問うてみなくてはならないのは、理性に対する信頼と「普遍」への確信そのものが果たして人類にとって普遍的であるか、ということである。」と述べ、自然法が仮構であるということを使い換えて「人間はこの「仮構」もしくは理念なしには人間としていきることができないのであり、それらは、ファイヒンガーがいうように、「現実の中に対応するものがない」という意味では非現実的であるが、それがなければ人間が現実において生きることができず、従って人間の現実の生存にとって不可欠であるという意味では現実的である。つまり、理念というものは、もともとこのように現実を超えながらも現実と関わるという、両義性を持っている。」と記して(28)、阿南の記述との対比が興味深い。何れにしても、「誠実に約束を守れ」という自然法の社会倫理と道理とは、意味の上で一致しない部分が多いように思う。

さて、現在の日本人は、一定の手続きで決定された事柄に関して、ある種ヒステリックに運用しようとする傾向がある。相撲の八百長疑惑に対する相撲協会の反応やまっすぐで大きさが均一で泥のついていないニンジンしか購入しない主婦の感覚やリクルートスーツの驚くべき画一、センター入試における数秒の試験時間短縮に対する不平など、潔癖主義、褻主義の様なものを感じる。いわゆる、ゼロリスク幻想もこれに類したものである。自らの裁量と責任において判断し、掟や慣習を加減して解釈して運用しようという精神や風土が

あまりに希薄である。また町内会やPTA会合あたりでは、いまだに江戸時代の村の寄り合いのごとく、「流れ」重視で運営されているのではないだろうか。1986年のスペースシアトル・チャレンジャー号爆発事故の原因の一つにもこの流れに逆らえないという人類共通の弱点である悪魔的なものが現れている。常に覚めた目で、生命の実体験と合理性を共に重んじ、無限の眼差しに根ざした「道理」に帰って物事の判断をやり直す精神が必要とされている。

四 道理とは

正法眼蔵において、「道理」を使った表現は全96巻で75箇所にある(29)。「全機の道理」、「刹那生滅の道理」、「自をして他に同ぜしむる道理」などといった表現である。総じて、事実として明白でかつ、靈妙で正しいことわり、という意味で、「偏界曾^かつて蔵^かさず」の現われである。「解深密経」の巻の5には(30)、「道理」には四種類あるとして、一つは観待道理で苦楽・長短のような相対相反の關係が存在する道理。二つ目は作用道理で蠟燭の火が燃え続けるように、因縁にもとづいた働き合いがある道理。三つ目は、証成道理で量的・論理的に証明できる物事があるという道理。四つ目は、法爾道理で、この世界に自ずから成立している自然な筋道の道理で、因果の道理はこれに該当すると思われる。論理を重視するインド哲学の伝統が活かされた捉え方だ。「道理」が論理的な筋道の意味も持つ以上は、このような価値自由な捉え方がベースになればならないと思う。ここで、四種道理は、推論の道筋のパターンを指すもので、推論結果の内容の真実をいうものではないと考える。その点、朱子学、陽明学の伝統で云う「道理」は、仁義礼智信の構成から生まれる価値観が隠然と背後に存在することが感ぜられ、内容が限定されないとところが神秘主義的印象を与える。「道理」という言葉の中に勝手な思い込みや、お好みの正義が差し挟まれることは避けなければならない。とかく人の言動を評価するに際してつかわれる言葉なのだから。

「武門の道理」の立場は、杓子定規な律令制のルールを越えて、自らの体験に基づき納得できる筋道・根拠に重きを置くことを特徴とし、その意味である種の個人主義であるといえよう。清教徒の精神が英国の個人主義のベースに有ったように、武門の個人主義には、鎌倉仏教への帰依がベースに有ったといつてよいだろう。その伝統は、徳川政権の朱子学擁護によって表面から消え、封建体制を堅持するための「忠孝」の筋道が「道理」のパラダイムになったと想像する。前述の天野、橋田などの大戦突入直前の悲痛の叫びも「道理」という言葉をもって国の宿業のどろどろとした流れを食い止めることには、ついにつながらなかったのである。

一般論としてのルールに対して、各論としての個人の立場や個々のケースが対等の立場にあるというのが現在のグローバルなものの方であると思う。ルールや因習、流れなどにヒステリックに反応せず、冷静に批判する道標となる「道理」は、それ自身ルールや因習であつてはならない。個別的体験や思索の結果を尊重し、規範の創発を担うものでなければならぬ。形式主義的で大衆迎合的な流れを食い止める神通力を持った道理とは何か。条理やその一種といえる自然法（＝事物の本性³²）のように、さほど明瞭にその実体を現さないでいながらも隠然と約束事の世界の背後に存在するというような、堅苦しい関係でなく、事に応じて即妙に適応できる手鏡のような「道理」とは何なのか。

体験に基づく以上、道理は交差する。ある個人やあるケースで道理と納得できることが他の個人やケースでは道理として通らないことはあつていいだろう。日本人が髪を金髪に染めるなどとても道理にそぐわないと以前は思われたが、今はそれほどでもない。「道理」は、時間的にも変動し交差する。「道理は変動し交差するの道理」と自己言及的表現も加えておくのが健全である。道理の現れは相対的であろう。何か確固不拔の道理があつて、それがわれわれの行動や考え方の規範として隠然と影響するということは本論の目指す姿ではない。

道理は「理」そのものを訴えるのではなく、自然界を含めた物事の生起する筋道、法則の体験に学ぼうとする姿勢である。またその筋道は、勝手な想像や都合の産物にならないように、解深密経の四つの道理をベースに自然現象や社会現象のできるだけ単純な素過程を道理のモデルとして取り上げることでも考えられる。私のご都合を超えた無限に根差したものでなければならぬ。そのことによって、道理の主観的神秘性を避けながら、道理を基準として議論に幅や発展性を持たせてゆくことが期待される。

では、体験に基づいた筋道であればそれで良いのか。そうではない。事実をありのままに見る「如実正観」³³の上の体験でなければならぬ。如来の十力³⁴の筆頭は「處非處智力」であり、その意味は、正しく如実に道理（根拠）を見抜く力と解されている。

あらためて解深密経の四種道理を念頭に置きながら、カントの純粹悟性概念のカテゴリ³⁵を観てみると四種道理と悟性カテゴリの間に符号があることに気が付く。まず悟性カテゴリは、判断の形式を取り出したものであるから、「道理」とつながりを持つ。四つのカテゴリの内、力学的カテゴリとされるのが「関係」と「様態」である。様態は、可能と不可能、存在と非存在、必然と偶然などの対立する概念を含み、「観待道理」と符合する。筆者が常に心がける権利の行使と責任の対関係すなわち、「権利を行使しただけあるいは行使し得ただけの責任がある」という道理もこの道理に含まれよう。現在の日本社会では、とかくこの道理が無視され、責任だけを問われたり、権利だけを追求しようとする忌むべき傾向がある。また「関係」には、「法爾道理」に符合する因果性³⁶と「作用道理」に符合する相互性が含まれる。科学的に実証されている因果関係や諸法則が含まれてよいだろう。蛇足ながら、科学実験教育は道理を身につける意味で極めて効果的であると考えている。作用道理の中には、心理学や生理学に関連する情理の部分もあるものと考えている。一方、数学的カテゴリとされる「分量」と「性質」は、前述したように量的、論理的に証明できる

物事があるという道理「証成道理」と符合する。科学的思考を支える道理である。これらの符号は、洋の東西、宗教を問わない普遍的「道理」があるということを示唆している。カントが自然法に決定的打撃をあたえたというラートブルフの指摘については前述したが、「自然」の概念が周知の通り東西で非常に異なる状況では、自然法や、事物の本姓、条理ではなく、四種道理や悟性のカテゴリーが、少なくともわれわれの日常的な意思決定や、諸規定のような一般的約束事の記述を具体に適用・解釈する場合のよりどころとして、より適していると考えている。生の体験（実）と思索により導かれた真実を、悟性カテゴリーや四種道理の基準を通して道理として表現することは、今後のさまざまな場面での議論を創発的で血の通ったものにする上で有効である。

五 まとめ

日常会話や議論で「それが道理である」という場合、物事や心の因果関係や相互作用などの日常経験から、「明白で靈妙なことわりになっっている」という意味が表現されている。明白で靈妙なことわりとは、「体験的事実における理性の実践的作用」によって認識されるものであり、前述の「イギリス法の精神」の中のラートブルフの言葉を借りれば、「あくまでも事実の中に道理を求めようとする」態度に繋がるものである。事実の中の「道理」を表現する場合、純粹悟性カテゴリーや四種道理などのテンプレートは、分別の枠組みとして必要であろう。さらに功利主義的メリトクラシーの立場からの「道理」でなく、むしろ相對主義（相）の立場にたった没量の大人の道理すなわち「菩提心」をパラダイムとする、無限を見据えた「道理」の発信が要請されている。「菩提心」は、ヤスパースの規定による愛「具体的なことを通じて、全体性と絶対性に向かう運動」（愛）につながり「道理」の普遍的パラダイムにふさわしいといえよう。

2011年3月の福島第一原発事故を契機として、市民レベルで科学技術のあり方を見直そうという運動が盛り上がりつつある。科学コミュニケーションや

トランスサイエンスなどの取り組み方が注目されているが、この状況の中で議論の裏付けの一つとして、「道理」の観方が活用されることを期待したい。科学主義や理性信仰を議論の場で打ち碎けるものは「道理」以外にはない。文明の三大問題と呼ばれる、環境、エネルギー、人口の問題は科学技術を軸とする合理主義によって解決可能であると考えられるが、人体をどこまで再生するのか（再生医療）、生活や生産をどこまで利便化するのか（ロボット化）、人間関係をどこまで仮想化するのか（ソーシャルネットワーク）などの問題の取り組みには「道理」の裏付けが必要である。すなわち、われわれの生の日常体験を踏まえた上で無限を見据えて観る必要がある。科学技術の研究・開発段階は要素還元の合理でしるが、これを社会に応用する段階では、道理による観方と統合が必要である。四種道理を総動員した判断が必要だ。福島原発事故で最も納得のいかないのが、非常用ディーゼル発電機がなぜ浸水により使用不能になったかということである。水の国日本の日常体験からすれば、何ものでも水浸しになり得ることは黙って勘定にいられておくのが道理である。津波の高さを何mと想定するかの問題ではない。これなどは、生活者としての道理であって科学技術的合理主義とは異次元で考察すべきものだ。設計は妥協だが道理はあくまで妥協を前提としない。

注

- (1)日本人の7割がセニトロンのレストランのレセプターが少ないタイプの遺伝子を持っているという説明が坂村健「21世紀日本の情報戦略」岩波書店、2002年、P65にある。
- (2)白川静「字統」、平凡社、1999年
- (3)加藤常賢「書経 新釈漢文大系第25」明治書院、1983年、P38
- (4)鎌田茂雄「華嚴哲学の根本的立場」、中村元編「華嚴思想」所収、法蔵館、1960年、P25 花岡永子「キリスト教と仏教をめぐって」ノンブル社、2010年、P33には、理事無礙の次元とこれが突破された事事無礙の法界としての宗教の次元が論じられている。後述する無限を見据えた道理がこの宗教の次元のとも言えるかもしれない。
- (5)市川安司「近思録 新釈漢文大系第37」明治書院、1975年、P17
朱子学で登場する「正理」ということは、仏教から導入された言葉と思われる。
- 武邑尚邦「仏教論理学の研究」、百華苑、1968年、P106には、「正理とは如何というに、量によって対象を探索することである」と引用されている。
- 陳那の「因明正理門論本」、国訳一切経論集部1、大東出版、1988年が典拠である。
- (6)西田太一郎編「日本の思想17藤原惺窩「仮名性理」、筑摩書房、1970年、P38
- (7)稲垣良典「トマス・アキナスにおける実践知の構造」「自然法と実践知」所収、創文社、1994年、P3
- 阿南成一「現代自然法論の課題」、成文堂、1991年、P67では、「トマスは基本的に広義の法の概念の上にその法理論を体系化した。・・上は神の理性（永久法）から、自然の理性（自然法）を経て、下は立法者の人間理性（実体法）にいたるまですべての法の調和的体系化が可能となった。」
- (8)終戦時の文部大臣橋田邦彦の「科学の日本的把握」には、王陽明の「知行合一」がしばしば引用されている。橋田邦彦「科学の日本的把握」、目黒書店、1939年、P3 知行合一以外にも王陽明の言葉が幾つか引用されている。
- (9)林屋辰三郎編「武門の道理」日本文化の歴史7、学研、1969年、P107
- (10)岡見正雄、赤松俊秀校注「愚管抄」日本古典文学大系86、岩波書店、1967年、P26
- (11)井沢元彦「逆説の日本史」中世動乱編、小学館、1997年、P305
泰時の「道理」は、自然教に基づくものだったかもしれないが、本論が求めるものは、そのような日本人のお好みの「道理」ではなく世界に通じる「道理」である。
- (12)長又高夫「北条泰時の道理」、日本歴史、774号、2012年、P19
- (13)近藤斉「武家家訓の研究」、風間書房、1975年所収資料編
- (14)佐藤一斎著、川上正光全訳注「言志四録」一〜四、講談社、1978年
- (15)田中成明「法的思考とはどういうものか」、有斐閣、1989年、P112
- (16)天野貞祐「天野貞祐全集第1巻」所収、日本図書センター、復刻発行1999年、P122
- (17)橋田邦彦「行としての科学」、岩波書店、1939年、P56
- (18)森部英生「社会教育判例における「条理」」、群馬大学教育学部紀要、第53巻、2004年、P264
- (19)我妻栄「民法総則」、岩波書店、1965年、P256
- (20)谷沢永一「モノの道理」、講談社インターナショナル、2008年、P62
- (21)中坊公平「道理に生きる」、PHP、2001年
- (22)井沢元彦「逆説の日本史」中世動乱編、小学館、1967年、P288
- (23)S.グリーンブラット「一四一七年、その一冊がすべてを変えた」、柏書房、2012年、P231
- (24)阿南成一「現代自然法論の課題」、成文堂、1991年、P175、P179

- (25) 深田三徳・濱眞一郎編著「法哲学・法思想」、ミネルバ書房、2007年、P49
- (26) イギリスのコモン・ローや不文憲法の根底にあるイギリス的思考について、ラートブルフはつぎのように述べている。「イギリス的思考はいやしくも事実を、理性を介して曲げるようなことはしない。むしろ、あくまでも事実の中に理性を求めようとする。理性とは、すなわち事物の本性である。」
- G. ラートブルフ「ラートブルフ著作集6、イギリス法の精神」、東京大学出版会、1967年、P6
- (27) 伊藤正巳、田島裕「英米法」、現代法学会全集第48巻、筑摩書房、1985年、P13
- (28) 中野肇「自然と理念」、阿南成一等編「自然法と実践智」所収、創文社、1964年、P50
- (29) 正法眼蔵、国訳大蔵経宗典部第5巻、曹洞宗聖典所収、1976年
- 正法眼蔵の最古の注釈書である「正法眼蔵抄」では「現成公案」の注釈だけで、45箇所「道理」の表現が見られる。「ワケ」に近い意味でも使われ、成立が1263年で「御成敗式目」とわずか30年の隔りである。
- (30) 国訳一切経、経集部三「解深密経」、大東出版社、1996年、P108
- (32) 法哲学や法理学の諸説によると自然法は事物の本性としている場合が多いが、ヒトラーの悲劇の体験から法実証主義から距離を置き自然法を再評価したとされるラートブルフの著作の引用に「事物に内在する秩序、それを事物の本性と呼ぶのである。……ただし、事物の本性は、自然法と混同されるべきではない。自然法は、人間の本性それ自体から引き出されるものもろもろの帰結にもとづくものである。それは、直接に法として適用するには向かないのである。」とあり、自然法が「心」、事物の本性が「理」に該当する解釈となっている。
- G. ラートブルフ「イギリス法の精神」、前出、P86
- (33) 高崎直道「仏典講座十七、楞伽経」、大蔵出版、1980年、P162
- (34) 大師子吼経・如来の十力、原始仏教第十三巻所収、中山書房仏書林、2003年、P45
- (35) 竹田青嗣「カント「純粹理性批判」、講談社、2010年、P51
- カント「プロレゴメナ」、岩波文庫、1977年、P109
- (36) 例えば、石川洋さんの言葉を借りて「道理」をつけ「捨てなければ得られない道理」と表現する場合が該当する。「道理」は、「条理」や「道徳律」よりも幅が広く、創発的であり、信仰心に近い意味も含んでいる。清沢満之は「宗教学骸骨」の中で、宗教心と相補的な「道理心」という表現を用いている。この場合の「道理」は、「理性」と言い換えても良い使い方方で、清沢満之が影響を受けたストア派のエピクテトスに由来するのかもしれない。清沢満之著、藤田正勝訳「現代語訳宗教哲学骸骨」、法蔵館、2002年、P14、P84（原文）
- (37) 佐々木健一「近代の命運としての相対主義」、哲学雑誌、第114巻、第786号、P55
- (38) 大原莊司「メリトクラシーと愛」、奈良産業大学紀要第25集、2009年、P65
- 絶対性や無限に向かう運動としての愛は、宗教的な世界観を土台とするものだと受け止めている。その上で、道理の規範性を問題にする場合には、田村芳朗著「仏教における倫理性欠如の問題」、日本仏教論所収、春秋社、1991年、P35で論じられている内容の検討が次に論ずべき課題として残る。

A Study of Reason (*Dho · ri*)

Soji Ohara

On an application of a rule, we should have a stance to reach the judge adapting ourselves to circumstances after the argument with fully reason. The optimum foundation for every judgment in this age of trans-science is the spirit of English law which searches for the reason in the actual fact and also the reason of Samurai-family which is the reason traced in the actual action of a person. The reason has the feature of the rationality and also the logic with an adaptation of an experience. The obvious and marvelous effects of the reason necessarily come from the spirituality seeking the enlightenment with a boundless view.